

《本県の独自基準の例》

福祉施設の運営に関する参酌基準については、県独自の統一基準を設けています

運営に関する省令の参酌基準	条例で定める県基準
・非常災害対策計画を策定すること	▶ 《 拡 充 》 災害の態様(地震、津波等)ごとに計画策定すること
・定期的に避難訓練を行うこと	▶ 《 拡 充 》 避難訓練は夜間(想定を含む)においても行うこと
・サービス提供記録は2年間保存すること	▶ 《 拡 充 》 サービス提供記録は5年間保存すること
・職員に対する資質向上研修を行うこと	▶ 《 明 確 化 》 虐待防止、権利擁護等の研修を行うこと
<div data-bbox="450 895 853 1098" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 独自基準 </div>	《 追 加 》 自主防災組織との連携、施設間の広域的相互 応援体制の整備(共通)
	《 追 加 》 人権擁護、虐待防止等の責任者設置(共通)
	《 追 加 》 暴力団関係者の排除(共通)
	《 追 加 》 地産地消の推進(共通)
	《 追 加 》 被保護者自立のための関係機関との連携(生活保護)
	《 追 加 》 施設退所児童に対する支援(児童福祉)
	《 追 加 》 児童養護施設等による里親支援(児童福祉)